

外国会社に関する立法・判例の変遷 (二)

岡本善八

- 一 外国会社立法の経過
- 二 外国会社の概念に関する判例
 - (一) 学説の概要
 - (二) 判例の概要(以上前号)
 - (三) 判例の検討
 - (i) 序説
 - (ii) 法人の属人法
 - (iii) 当事者能力
 - (iv) 商法第四八二条の法意
 - (v) 裁判管轄(以上本号)
- 三 外国会社の登記
- 四 代表者
- 五 営業所の閉鎖命令

(三)(i) 外国会社に関する諸判例は、直接に商法にいわゆる外国会社の概念如何をその係争点とするものは、甚だ少く、わづかに前掲(9)判決が本店所在地主義を明示し、(29)判決が準拠法主義をとるが如きにとどまる。従って以上に

列挙した諸判例中には、時には直接にはわが国にいわゆる支店を設置するか否かに関せず国際私法上の属人法に関するものをも包含する〔前掲表(1)(18)(21)、そのほか(22)〕。然しこの点については、特に第四八二条(旧第二五八条)をも含めた外国会社の観念につき、単に外国会社とは日本法によらない会社であると形式的に定義し、あるいは民法三六条に根拠を置き内国法に準拠して設立せられた法人が更にその内国法によって付与せられた法人格を内国法上承認されるということは無意味であるから、いわゆる外国会社は外国法に準拠せられた会社と解せざるを得ないという見解をとるにしても、結局は会社成立についていかなる場合に日本法が適用せられるかの属人法如何が前提とならざるを得ないという意味に於てこれを無視し得ない。また当事者能力または訴権に関する判例〔前掲表(5)(10)(11)(16)(26)(28)および(12)〕も亦特に民訴第四六条(大一五法六一新設)の新設以前においては旧一四條(現行第四條)との関連を考慮する必要はあるが、原則として第四三条(現行第四五條)により実体法上の権利能力によってこれを定めたから、同様の意味において外国会社の観念と関連がある。更に代表者の権限〔前掲表(4)(6)(10)(3)(7)(11)(19)(20)(2)(14)(26)〕、登記の効力〔前掲表(6)(21)(23)(1)(30)(24)(25)〕ならびに第四八二条(旧第二五八條)に関する判例〔前掲表(17)(15)(27)(27)〕もまた消極的ながら、その前提として会社の能力を黙示的に考慮している意味において、これを無視し得ない。ただ實際上各国実質法において外国に本店を設ける内国会社設立を認める立法は極めて稀であり、外国会社の概念如何特に設立準拠法主義によるか本店所在地法主義によるかが、判決主文に因果関係をもつものとして係争点となるものは必ずしも多くない。わづかに昭和四・五・二〇関東庁高等法院覆審部判決〔前掲表(31)〕を挙げうるにすぎない。しかもこれとても、外人法上の外国会社の概念に関する係争または権利能力自体についての係争でもなく、当事者能力の有無に関する係争である。然しながらこれら諸判例においても傍論の表現よりして如何なる立場をとるかを推測しうるものであり、わが国の如く判例が直接法源とならない建前においては、あるいはこうした考察方法も若干の意義をもつのではないかと考える。

(ii) 前掲の当事者能力特に法人の属人法に関する関東庁高等法院覆審部昭和四・五・二〇判決〔前掲表別〕を要約かつ若干の検討を加えると、次の如くなる。

支那の領土にして露国が治外法権を有していたハルピンに主たる事務所を設置し大正九年四月露国帝政時代の民法第二一三〇条に準拠して設立せられた合資会社であるが、その後大正十三年に露国より治外法権が回収され、かつ露国革命により準拠実質法が廃止せられた場合においてかかる会社が当事者能力を有するや否やの係争が訴訟物である。

判決理由の論旨の第一点は、「元来外国ノ商會社ハ其法人所屬ノ外国カ吾國ト國際交渉団体ノ一員タル關係ヲ有スルモノタル以上ハ法廷國タル吾民法第三十六條民事訴訟法第四十三條第四十四條（註・旧法）ニ依リ當事者能力ヲ有スルモノ」との前提に立ち、法人格如何については、「露國法ノ効果トシテ發生セル「イデル・ウラル・コンパニー」カ其主タル事務所カ支那ノ領土内タル哈爾濱ニ存ストノ事實ヲ以テ直チニ之ヲ目シテ支那法人ト認定スルコトヲ得ス」とし（前号参照）、また大正十三年奉露協定による治外法権の回収あるもこれにより支那法人となるのでもなく、「法人ノ成立ハ之ヲ設立セントスル者ノ法人創立ノ効果意思ニ國家ノ保障アル法ノ力ガ加担シテ發生スルモノニシテ設立者カ或一定ノ國法ノ効果ヲ受ケントスル意思カ基本トナルモノナル」が、本件会社は「其準拠法ヲ露國法ニ採リ露國法ノ效果意思ヲ有シタルモノナルコト控訴代理人ノ主張自体ニ依リ明カ」であるとし、法人格についての準拠法を露國法であるとする。論旨の第二は、準拠実質法たる露國法の適用に関するが、まず露国帝政時代の民法に準拠して大正九年五月三日ハルピン市参事會に登録したことによる合法的設立を意味するか否かについては、露國人がハルピンに於て露國法により会社を設立する場合は、「總テ哈爾濱市参事會ニ之カ登記ヲ為シ之ヲ以テ露國法上会社ノ設立ニ關スル手續ヲ完了セルモノトシテ其法人格ハ露國法ニ依リ人格權ノ保護ヲ受ケ權利主体トシテ商取引上ノ活動ヲ為シ且ツ之レカ合法的ナリト謂フコトハ哈爾濱在住ノ一般露國人ノ法律的確信」であると共に「特殊權益ヲ有セシ地域ニ於ケル露國法ノ解釈上正当」なるものとする。更に革命法規との關係については、わが國において大正四年以來ソ連を承認していることをも考慮し、本件会社につき、「帝政時代ノ準拠法ニ依リ適法ニ設立セラレタリトスルモ其準拠法ハ前設示ノ如ク既ニ消滅ニ歸シタルモノナルヲ以テ其準拠法ト運命ヲ同クシ法人ハ消滅シタルモノト断セサルヘカラス又其後新法ニ依リ新タニ合資会社ノ規定制定セラレタルモ新法ニ依リ支配

セントスルニハ経過法ヲ以テ之ヲ明カニセサルヘカラサルニ其規定無ク」……「ソヴェート」政府ニ於テ全然之ヲ否定シ何等法律保護ヲ与ヘサルモノト認ムルヲ至当トス延テ法人所属国家カ其法人格ヲ認メサルモノヲ他国タル吾国ニ於テ之ヲ外国法人ト認ムルコトヲ得サルハ又当然ナリ」とし、訴提起当時においてはその法人格は消滅しており、またソ連法上の有効な登記も存していないから、かかる会社は支那法人でもなく露国法人でもなく一種の組合類似の存在であるとする。然るに民事訴訟法(旧法)は、組合自体の名を以て訴訟をなす能力を認めないから、本件会社は訴訟当事者能力ありと解するを得ない、とする。

右の判例の論旨第一点は、治外法権回収の結果とはいえ本店所在地国と設立準拠法所属国を異にするに至つた場合の法人格の有無についての準拠法に関するが、法人の人格は「生理的自然意思ヲ有スル自然人ノ人格ト異ナリ寧ロ自然人ノ法律生活ニ関スル利益擁護ノ一方便トシテ或事実ニ権義主格ヲ仮設セルモノ」であるから、設立者が「或一定ノ国法ノ効果ヲ受ケントスル意思カ基本トナル」とする見地から設立準拠法主義を採用しているが、この点については、法人格は、そこに人的結合を前提とするにしてもいかなる程度の団体性ある場合に法人格が付与せられるかは各国立法政策上の技術的便宜的概念であるから、むしろその実体である団体創設の意思に対する効果の問題として把握すべきであるが、判決の表現がむしろ特許概念に拘束されている点において若干の批判の余地を残すが、ともかく法人格付与を設立意思の効果として把握している点においては妥当であると考えられる。ただかく解するとしても、何故に団体設立行為については、特に結果的に当事者自治を認めることが許されるのかその実質的理由如何という、設立準拠法主義一般についてなされる批難については何ら答えていない。この点については、実質法に関する立法政策としては、自国内に本店ある場合のみその会社設立を認めることが妥当であることはいうまでもないが、他国に本店をもつ内国会社の設立を認める立法が存し、およそかかる一国の法規の下に既に広範囲に社会的活動をなしている場合には、実質法のもつ欠陥にもかかわらずその設立を認めることが当事者ならびに取引社会の要求に合致するが、

本店所在地法主義によるときは、遡求的にその存在が否定され取引の安全が害せられることがある点に求められる。この点わが商法が設立無効ならびに取消に當つて事実上の会社を認めると同一の理由に基く。また各国実質法がその設立について厳格なる要件を科する傾向にあるも基本的には營利社團について準則主義を採用していることも一の根拠となる。論旨の第二点は、外国会社の概念とは直接関係をもたないが便宜上附言する。まずその会社が設立準拠法たる露国法上有効に設立したとする点についてはここにふれない。次に革命法規たるソ連法の適用については、承認を前提としてソ連法を適用するかの表現をみる。これは、後述の長崎控訴院判決(18)が、革命直後に、「帝政ノ廢滅シタルコトハ……露西亜國ノ滅亡ヲ以テ論スヘカラサルハ勿論之カ為メニ当然露西亜法令カ其効力ヲ失」わないとするのに対し、法の現実的実効性の成立時期の認定に対し一の基準を提供している点において若干の意義をもつが、この点については國際私法の直接の目的が國際的私的生活關係の安全保障にあることを考慮するならば、承認如何を外國法適用の条件とせずわが國公序を害する場合についてのみ個々に法例三〇条により処理すれば充分ではないかと考える。いかなる時期において、法の実効性が生じているかについては困難の問題ではあるが、具体的事情を考慮して決定する外はない。また一旦適法に法人が設立せられた以上その準拠法が効力を失つた場合にも設定行為が無効となることなく法人は存続するか否かについては、団体設立の如く継続的法律關係についての効果については、その準拠法の消滅を来し、新たにその地域に施行せられる法規がこれを認めない限り爾後法人は消滅とする判決理由の見解には賛成である。最後に右判決は、本件合資会社につき、「一種ノ組合類似ノモノ」と解し、吾民事訴訟法は組合自体の名を以て訴訟をなす能力を認めずとしてその当事者能力を否認する。かりに一種の組合と解するも、その組合は清算中の合資会社と解すべきか、またかりに清算会社と解する場合にはその準拠法如何の問題があるが、判決理由中にはこの点についてふれることなく、単に法人格のみが剥離せられ直ちに組合として継続する如く解しているよ

うである。然しこの点は、各社員が旧合資会社において有する持分を、財産出資として新たに組合を組織したと解する余地があつたのではないか。かかる場合には本店所在地法を以て当事者の黙示の指定意思と解すべきであり、本店所在地法上かかる組合に法人格が付与せられているかを検討する必要があるわけである。判決理由の如く組合自体についてかかる準拠法を不問に付する場合には、主としてわが民法上の組合に当事者能力を認めるか否かが解決の手懸りとなるが、かかる異常な事態においては、社員全員の利益を充分に考慮しうるかの点から若干の疑義はあるが、現在の法理論の観点に立つならば、代表者の定めあることならびに、かつて法人格を有したことを考慮し当事者能力を認めるべきではなかつたのかと考える。この点判決と見解を異にする。

(ii) 以下同じく当事者能力に関する若干の判例をみると、大審院明治三八・四・一七判決〔前掲表(5)〕については次の点が問題となるが、判決に賛成である。

上告論旨第一点は、独乙合名会社の当事者能力につき、原院が、その会社が法人格を有せず、旧「民訴一四条ニヨレハ人格ヲ有セサル会社ニシテ其資格ニ於テ訴ヘラルルモノアルコトヲ予想セルコト明カナレトモ同法ハ手続法ニ過キサルカ故ニ主法ニ於テ此種ノ会社ノ認メラレタルコトヲ前提トスルノミナラズ本国法ニヨリテ当事者能力ヲ有スル会社ハ我国ニ於テモ同一ノ能力ヲ有スルモノトシタル法律ノ規定モ亦存スルコトナシ」としながら「然レドモ此種ノ外国会社ハ我国ニ多ク存在シ從來屢々……形式的当事者能力ヲ有スルモノト認メ来リシモノ」となした判断の違法性に関するが、これに対し、別個の観点から法人たる否とを問わず、商法旧二五五条による登記をなす場合は、「第六十二条ニ依レハ日本ニ支店ヲ設ケタル外国会社ノ代表者ハ会社ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為スノ権限ヲ有スルモノナレハ其本国ニ於テ法人タラサル外国会社カ日本ニ於テ訴訟能力ヲ有スル」ものとする。上告論旨第三点に関する判断は、訴訟能力については、「外国会社カ日本ニ於テ訴訟能力ヲ有スル規定アル以上ハ縦令ヒ右ノ如キ争ヲ為ストモ其争ハ判決主文ニ影響ヲ生セサル不必要ノモノ」としてその職権事項であることを内容とする。

なお英国組合の当事者能力に関するものとしては、大審院明治四二・一一・一一判決〔前掲表(10)〕によれば、

上告理由第一点中における「英国組合法ノ訴訟手續ニ依レハ組合ハ単ニ其商号ノミヲ以テ訴訟ヲ起シ又ハ之ヲ受ケ其相手方ノ申立アルニアラサレハ組合員ノ氏名ヲ表示スルニ及ハサル規定ナリ如斯手續ハ我カ訴訟法ノ許容セサル処ニシテ殊ニ英国組合ハ法人格ヲ有セサル者ナルカ故ニ今該組合カ其商号ヲ以テ取引シタル商行為ニ付第三者ニ対シ訴訟ヲ提起センニハ必ス人格ヲ有スル者ニ依リ之ヲ為ササルヘカラズ」とする主張に対し、「英国法ニ依レハ各組合員ハ組合事業目的ノ為メ組合及ヒ他ノ組合員ノ代理人ニシテ各組合員カ其組合ノ營業ニ属スル部類ノ業務ヲ通常ノ方法ニテ執行スルニ方リ為シタル行為ハ組合及他ノ組合員ヲ拘束スヘキコトハ……明カニシテ其行為ヨリ生スル訴訟行為ニ付テモ亦組合員ハ当然組合ヲ代表シ得ヘキ者タルコトモ亦同鑑定人ニ徴シテ之ヲ推知スヘシ」とする

右の大審院判決は、結論的には当事者能力を認めるものと解しうるが、また東京控訴院明四四(ホ)三七六号判決〔前掲表(11)〕もまた次の如く当事者能力を肯定する。

「英国法ニ依レハ各組合員ハ組合事業ノ目的ノ為メ營業部類ノ業務ヲ適當ノ方法ニテ執行スルニ当リ為シタル行為ヨリ生ジル訴訟行為ニ付組合ヲ代表シ得ベキモノナルカ故ニ被控訴人ヨリテート・アンド・カンパニーノ商号ヲ侵用スル控訴人ニ係ル本訴ハ控訴人カ其ノ組合員タルテート・アンド・カンパニーニ対スル訴ニ外ナラズト云ハザルベカラズ」

同じ旧法上の当事者能力に関する関東都督府地方法院大正七・一一・一六判決〔前掲表(16)〕は、英国組合に関して、これを否認する。

「原告又ハ被告タルノ適格ヲ有スルヤニ付テハ現行民事訴訟法ニ其規定ナキモ実体上自ラ私權ヲ享有スヘキ場合ニ於テ始メテ裁判所ニ対シ其保護ヲ要求スルコトヲ得ヘク英国法ニ於テハ組合ハ法人格ヲ有セス従ツテ私法上權利主体ト為ルコト能ハサルモノニシテ日本民法ニヨルモ亦然リ」

現行民法上英国組合が当事者能力を有するかについては、東京地裁昭和三〇・三・三一判決〔前掲表(88)〕がこれを否定するのに対し、控訴審たる東京高裁昭和三〇・八・九判決〔前掲表(89)〕は左の如くこれを肯定している。

「控訴人は香港において英国法により設立せられたいわゆるパートナーシップであつて……わが民法規定するところの組合に酷似した組織体であるが、ユー・ウイン・カムがウオン・チュー・チヨイとの合意により控訴人を代表して一切の行為をなしうる権限を有し、かつ控訴人は香港政庁に対し事業登録をなし、外部に対しパートナーとは独立した経済活動をなしている事実明かである。かかるものは会社その他の法人に比し個人的色彩強くわが民法上の組合に近い性質を有する場合においても、民事訴訟法第四十六条にいわゆる「法人に非ざる社団にして代表者の定あるもの」に該当し、当事者能力を有するものと解するを相当とする（大審院昭和十五年(オ)三〇四号同年七月二十日の判決参照）」

なお異常な政治情勢の下における訴権又は当事者能力に関するものとしては、既述の昭和四・五・二〇関東庁高等法院覆審部判決〔前掲表(八)〕のほか、次の四がある。その一は長崎控訴院大正九・五・二九判決〔前掲表(八)〕であるが、露西亞会社につき当事者能力を認める。

「露西亞国ノ帝政廢滅シタルコトハ顯著ナル事実ナリト雖モ這ハ単ニ国体ノ変革タルニ止マル露西亞国ノ滅亡ヲ以テ論スヘカサルハ勿論之カ為ニ当然露西亞法令カ其効力ヲ失ヒ又ハ其國際條約ノ効力ニ影響ヲ及スヘキ謂レナシ然リ而シテ私権ハ國家ニ對シ其保護ヲ要求シ得ルニヨリテ始メテ其實アルモノニシテ訴権ヲ伴ハサル私権ハ全然空権タルニ終ハルヘキカ故ニ訴権カ公権タルト否トヲ問ハス我國法上私権ヲ享有スル者ハ当然訴権ヲモ併有スルモノト解セサルヲ得ス而シテ民法第三十六条ニハ外國法人ハ國、國ノ行政区劃及商會社ノ外其成立ヲ認許セス認許セラレタル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ權利ヲ有スル旨規定シアリテ而モ……被控訴会社カ露西亞國法令ニヨル法人タル商會社ナルコトハ……明白ナレハ叙上ノ如ク露西亞國滅亡セス又法令條約ノ効力ニ何等影響ヲ受ケサリシ以上ニ被控訴人等カ……法人格ヲ喪失シタルモノト謂フコトヲ得サルヲ以テ我國法上私権ヲ享有スヘキハ論ヲ俟タス從ツテ訴権ヲモ併有スルモノト論定セサルヲ得ス尤モ日露通商航海條約第一条第二項ニ彼我國民ノ訴権ニ關シ規定スル所アリト雖我國法上ニ於テハ同條約ニヨリ露國民ニ訴権ヲ付与シタルモノニアラスト解スヘキカ故ニ縱令同條約ハ既ニ其効力ヲ喪失シタルモノトスルモ為ニ被控訴人等ノ訴権ニ毫モ消長ヲ來サス尚控訴代理人ハ被控訴人等ハ訴訟能力ヲ有セサル旨主張スレトモ其前提タル露國法令消滅ノ是認スヘカラサルコト前示ノ如クナレハ本訴カ不適法ナリトノ控訴代理人ノ抗弁ハ總テ其理

由ナシ」

東京地裁大正三・一〇・一六判決〔前掲表(12)〕は、交戦状態にあるドイツ合名会社の訴権につきこれを肯定する。

「凡ソ外国人ハ法令又ハ条約ニ禁止アル場合ヲ除ク外内国人ト同一ノ權利ヲ有スルモノナレハ独逸会社ト雖モ一般外国会社ト等シク財産権能力ヲ有スルヤ毫モ疑ヒナキ所トス……特ニ国内法ノ規定ヲ以テ其財産権ヲ剝奪スルニアラサル限り同国人カ既ニ享有スル權利能力ヲ直ニ喪失スルモノナリト解スルヲ得ス……而シテ既ニ私権ヲ享有スルモノタル以上之カ裁判上ノ保護ヲ求ムル權利モ亦特ニ法令ヲ以テ制限又ハ剝奪セラレタルコトナキ限り当然認容セラレタルモノト謂ハサルヲ得ス」

ハルピン日本総領事館昭和二・八・二五決定〔前掲表(20)〕は、株式会社とするか然らざる事業の組織体であるかの認定が困難であり、またそのいわゆる本国法を決定することが困難である東支鉄道会社（前号三二頁参照）につき、条理上その当事者能力を認めたものである。これはいわば無国籍の社団とも解しうるが、これに先立つ昭和二・三・七ハルピン日本総領事館判決〔後掲表(5)〕は、無国籍の社団につき左の如く当事者能力を否認する。

「人ノ能力ハ本国法ニ依ルコト国際私法ノ原則ナルモ無国籍ナル原告社団ニ付テハ承審国タル我国法ノ定ムル能力ニ依ルヘク我國法ハ未タ如斯社団ヲ会社ナリトシテ法人格ヲ認容シ居ラス又其社団ノ名ニ於テ訴訟ヲ為スコトヲ許シ居ラス……然レトモ訴訟費用ノ負担ニ付テハ原告自ラ好ミテ会社ナリト称シ能力ヲ主張シ保証ヲ立テ審判ノ効果ニ羈束セラレンコトヲ申立テタルモノナレハ請求ニ付キ訴訟当事者能力ヲ否定セラレタル理由ヲ以テ其訴訟上生シタル費用ノ負担ヲ免ルルコトヲ得ス」

以上の如き当事者能力に関する諸判例は、原則的には権利能力の存在を前提とするが、一判例〔前掲表(11)〕のほかはその属人法如何は問題となっていない。ただ判決理由の表現から、準拠法主義を暗黙の前提とするのではないかと解せられる若干の判決〔前掲表(18)(19)〕を見出しうるにすぎない。前記判決(11)についての見解は既にのべたから、残余の当事者能力に関する諸判例につき若干の検討を加える。

まず外国会社の訴権の問題については、前記二判例〔前掲表(18)(12)〕は、何れも、訴権の性質如何については敢てふれ

ないで、私権を享有するものは当然訴権をも併有するものと解している。訴権の本質については諸説分れるところである。要するに裁判上の保護を求めうる権利と解しうるが、私権を享有するものは原則として訴権をも有するとする結論は一応妥当であろう。なお之に関し訴権は一種の営造物利用権として公権的性質を有するとの見解に立つ場合には、判例(18)よりも(12)の方が論旨が正当であると解しうる。ただより一般的には渉外的訴権については、積極的に、わが民訴法上当事者能力あるときは原則として訴権ありと解すべきではないかと思われる。

次に渉外的事件についての当事者能力については、旧法上の判決に対しては、権利能力なき社団に関する民訴現行第四六条の新設以前においては、いかなる範囲の社団につきこれを認めることが妥当であつたかについては、旧第四三条(現行第四五条)が当事者能力につき原則として権利能力あることを要求したから、その属人法上法人格ある場合に当事者能力あることは殆んど問題はな(同旨(16))。ついで問題となるのは、属人法上法人格を有しないが、当事者能力が認められる、例えばドイツ合名会社の如き団体に当事者能力ありや否やの問題である。およそいかなる実体に当事者能力を与えるかは、私的紛争の国家裁判権による解決調整がいかにすれば合理的効果的に達成できるかの民事訴訟法独自の立場から決定すべきもので実体法上の権利能力と一致しなくてはならない必然的要求はないのであり、この点は既に現行法第四六条により立法化せられる所である。団体特に比較的個人的色彩の強い団体に対し当事者能力を認めることが妥当であるか否かについては、結局は、共同訴訟による場合に比し関係者の利害得失如何を検討することにより決すべきであるが、第三者たる相手方としては、かかる団体についても当事者能力を認めることが訴訟手続の円滑迅速のため望ましいことであるが、ただ団体構成員としては、必要的共同訴訟と同じ結果が生ずるが、訴訟手続に直接に干与しないままに利害関係ある結果を招来する不利な立場に立つことになる。然しかかる個人的色彩の強い団体は本来相互に信頼関係の強度であることを予想しているのであるし、まして属人法上その団体に当事者能

力が認められている場合は各構成員としてはかかる不利を予想しているのであるから、かかる属人法上当事者能力ある場合は、わが国においても当事者能力ありと認めることが妥当であると考えられる。ただ第四九七条ノ二の新設以前においては、強制執行の上で若干の問題を残すことにはなろう。この点特に英国組合の当事者能力に関するわが判例については、大審院(10)判例は、直接には各組員の代表権に関するから、必ずしもその表現は明白ではないが、「各組員ハ組合事業目的ノ為メ組合及ヒ他ノ組員ノ代理人ニシテ……其行為ヨリ生スル訴訟行為ニ付テモ亦組員ハ当然組合ヲ代表シ得ヘキ者タルコト……」とのべることからして当事者能力を肯定しているものと解しうるし、東京控訴院(11)判決も「被控訴人ヨリテート・アンド・カンパニーノ商号ヲ侵用スル控訴人ニ係ル本訴ハ控訴人カ其ノ組員タルテート・アンド・カンパニーニ対スル訴ニ外ナラズ」として同様これを肯定しているものと解し得よう。しかるに関東都督府地方法院(16)判決は、もっぱら実体法上の権利能力の有無を基準としてこれを否定している。これに対し現行法上の判例である東京高裁(9)判決は、具体的にその実体を検討し、「わが民法規定するところの組合に酷似した組織体であるが、ユー・ウイン・カムが……控訴人を代表して一切の行為をなしうる権限を有し、かつ控訴人は香港政庁に対し事業登録をなし、外部に対しパートナーとは独立した経済活動をなしている」ことから、第四六条に基き当事者能力を肯定する。結論的には、特に営利を目的とするかかる組合に当事者能力を認める点は賛成であるが、前述の如くその従属法上当事者能力ある点に基いてわが国においても当事者能力を認めることが妥当ではないかと思われる。更にその従属法上権利能力又は訴訟能力あると否とを問わず外国会社に関する登記あるときは、当事者能力ありと解すべきであり、この点大審院判決(5)に賛成である。最後に、右の何れに該当しない場合においても、現行第四六条の下においてはもとより、旧法の下においても、その団体の社会的実体に基き当事者能力を認むべき場合がある。いかなる実体を備えるかについては、いわゆる社団(Verein)は当然これに該当するが、営利を目的とする

組合類似の団体については代表社員あると否とを問わずこれを認めることが妥当である。これらの点との関連において無国籍の社団に関するハルピン日本総領事館判決(25)(一)には同意し難いが、同領事館判決(26)に賛成である。

(iv) 第四八二条〔前掲表(7)〕に関しては、まず大審院大正七・一一・一六決定(旧第二五八条)は、米国デラウェア州法に準拠して設立せられたが、東京に本店ありと認定せられた会社の登記抹消通知に関するが、原決定たる東京地裁大正七・九・一〇決定〔前掲表(5)〕においては、

「本件会社ノ如キハ実ニ同条所謂外国ニ於テ設立セラレタ会社ニシテ日本ニ本店ヲ設ケタルモノニ該当スルモノト解スヘキモノナルヲ以テ縦令外国法ニ準拠シ設立セラレタルモノナリトスルモ我商法所定株式会社設立ノ要件ヲ具備スルニアラサル限リハ我国法ニ於テ其成立ヲ認ムル能ハサルヘキコト蓋シ疑ヲ容ルルノ余地アルコトナシ從テ本件会社カ我国法ニ於テ支店設置ノ登記ヲ為スカ如キハ我商法ノ明カニ許ササルトコロナリトス……去レハ登記官吏ハ本件会社カ果シテ我国商法所定株式会社設立ノ要件ヲ具備スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ得ヘキハ勿論本件会社ノ本店カ日本ニアリヤ否ヤノ如キモ亦之ヲ審査スルノ権限ヲ有スルコトハ何等怪ムヲ須キサルトコロナリトス」として、登記官吏の實質的審査権を認めた。

大審院決定は、原決定を全面的に支持している。ただ「抗告会社ハ米国ニ於テ設立セラレタル株式会社ニシテ日本ニ本店ヲ設ケタルモノナルニ拘ラス商法ノ規定ニ從ハサルモノナルヲ以テ商法上成立ヲ認メラルヘキニ非サレハ……登記ハ商法ノ規定ニ依リ許スヘカラサルモノ」なる表現からして、国際私法上の問題は留保し、登記が許されるか否かに問題を限定していることを推測しうる。論旨第一点は、商法第二五八条にいわゆる本店とは、事務の中心点を意味するものと實質的に解し、東京支店を本店と認定した原決定を支持したにすぎないが、その第二点は登記吏の審査権限の問題であり学説上論議のあるところであるが、職権抹消についても、日本所在の營業所がその事務中心地たること客觀的に明白に認定しうる場合には、かかる實質的審査権を認めることが妥当であろう。

次に同じく商法第四八二条(旧第二五八条)に関するものとしては、次の二の下級審判決がある。

まず旧法に関する東京地裁昭二・九・一七判決〔前掲表〇〕は、商法第二五八条の法意を要するにわが国法上法人格を認めないもの、すなわち、わが国に本店がある限り本店所在地法主義を採ると同一の意義の規定と解する。

「国際銀公司（前号参照）ナル者ハ外国ニ於テ設立セラレ日本ニ主タル事務所ヲ有スル会社ナレハ商法第二百五十八条ニヨリ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ従フコトヲ要スルモノナルニ右会社ハ前示認定ノ如ク日本ノ法律ニ従ヒ設立セラレタルモノニアラサルカ故ニ内国法人ニアラサルハ勿論吾国法ノ認許セル外国法人ニモアラス換言スレハ吾国ニ於テハ法人トシテ存在セサルモノナレハ国際銀公司ハ吾国ニ於テハ権利義務ノ主体タルコトヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス其ノ結果トシテ斯ル法人カ吾国ニ於テ負担シタル義務ハ何人カ其ノ責ニ任スヘキヤニ付吾国ニ於テハ何等ノ規定ナシト雖モ人格ナキ法人ノ名ニ於テ為シタル法律行為ハ其ノ行為者ノ責任ニ帰スヘキコト法理上当然ナル」と解する。

然しこの点は新法に関する判例とほぼ同一の理由に基きかかる会社は、日本に支店を設置するも登記をなし得ないとするにより第三者がその会社の成立を否認しうるものと解する方が、相手方保護の観点からも妥当ではなかつたかと考えられる。次に新法に関する東京地裁昭和二九・六・四判決〔前掲表〇〕は、仮処分決定に対する異議申立につき次の如くのべる。

「米国デラウェア州法に準拠し……成立した会社で、……ドーブアー市を本店所在地とし、……東京都千代田区に営業所を設置したものであるとして、……東京法務局日本橋出張所においてその旨の登記がなされているが、……債務者は……代表取締役及び日本における代表者の資格で同会社名義の多量による商品を処分して……日本を出国し、その後申請外ブツシエルをして……日本における代表者の権限を代行させて残存商品の売却及び債権の取立等をさせていた」のに対し「斯くしては……会社の名において保有されている資産に損害の及ぶおそれあるものというべく債権者（註・株主）は右資産に対しては前認定の關係に基いて権利を有することは明であるから、債権者において同会社が外国会社として設置したとする前記営業所が法律上不存在であること、又はボージャー会社が外国会社として日本における継続取引を為す資格を有しないこと等の確認を求める訴を提起するに当り、債権者において受けるべき著しい損害を避けるため本案訴訟の判決確定に先き立ち、右法律關係を被保全權利關係として債務者が同会社

の代表取締役及び日本における代表者として継続的に取引をなすことを停止するため、その職務の執行を仮に停止する必要がある、も方右停止により従来の継続的取引行為の処置その他資産の管理、保全等をもなし得ないことによる損害の発生を防止することを他考慮し、代行者を選任して右必要な範囲の行為をなさしめる必要がある」とする。

結論には賛成であるが、外国会社としての営業所の法律上の不存在および外国会社としての日本における継続取引を為す資格を有しないこと等の確認の訴を本案訴訟として提起するに当り何故に代表者の職務執行停止および代行者選任の仮処分を認める必要があるかの論理的関連は充分納得し得ない。この点は基本的には第四八二条(旧第二五八条)の法意を如何に解するかによりその論旨を異にすることとなる。第四八二条の法意を単に設立以外の国家的監督規定に服せしめるものと解する見解も成り立ち得ないではないが、団体に関する法律関係については、取引保護の観点から代表権につき特別の考慮を要する場合はともかく、設立中のそれと設立後のそれを別個の準拠法によらしめるが如きは団体の本質に関するからかかる見解をとり得ない。従つて第四八二条は、設立手続自体から日本法に準拠することを要求しているものと解すべきであるが、その場合においても第四八二条に違反した会社は一切法的存在を認めないか、基本的にはその法的存在を認めるも、若干の不利を蒙るものと解すべきかの見解が分れうる。前の見解をとる場合のうち、団体としての法的取扱は一切なされないと解する場合は、その生ずべき損害は個人に属する財産に関するものであるから、仮差押又は特定物に関する仮処分の方法によりその利益を保全すべきである。これに対し完全な法上の存在を認めないが、権利能力なき社団又は組合に準ずるものとして団体としての法的取扱を考慮すべきものと解するならば、右の判決の如く仮の地位を定める仮処分を認めることも妥当である。最後に第四八二条の規定を以て、これに違反したのも外国会社たる地位は認められるが、私法的には登記をなし得ないことにより第四八一条第二項の不利および過料の制裁をうけるにとどまるが、登記すると否とを問わず、第四八四条の規定の準用により解散を来

し、または外国会社の不存在が確認せられるときは設立無効に準じて、当然に清算が開始し、かつその手続は第四八
五条を準用するものと解する場合には、もとより本判決の如く仮の地位を定める仮処分を認めることが妥当であろう。
ここでは、最後の理論に基いて仮処分を認めることが妥当であると考え。この点につき、かつて本条を以て設立自
体を認めないとの見解を採ったが、その場合においても社団たる実体に対応した法的取扱をなすべきであるから実質
的には団体としての法的活動を認めざるを得ず、ただ登記は、法的に有効に設立せられた会社についてのみ認められ
ると解すべきであるから、表現はともかくその真意は、ここに述べる見解と一致する。これに対し判決論旨は、同条
に違反する場合は「外国会社としての営業所の設置手続をなすことを許すことのできないものというべく、……同営
業所が法律上存在することを前提して日本において取引を継続してなすことはできないものである」と解している。
あるいは右の私見と同一の理論に立つものかとも思われるが、その論旨は必ずしも明確でない。

なお日本に本店を有する外国会社の裁判籍については後述する「前掲表(8)」。

(v) 次にこれに関連して裁判管轄につき検討するに、これに関する判例としては次の諸判例「前掲表(4)(8)(3)(7)(6)(2)(5)
(40)」がある。ただその検討については、民訴第四条三項(大一五・法六一、新設)に留意すべきである。

明治三八・二・一五判決「前掲表(4)」は日本に支店を有する外国会社の普通裁判籍に関する。

第一審たる東京地裁(2)判決および第二審たる東京控訴院(3)判決によれば、「控訴人が被控訴人ニ対シ契約履行ノ訴ヲ東京地方裁
判所ニ提起シタル処被控訴人ニ加ヘタリト称スル損害要償金五十三万五千三百七円ヲ反訴トシテ請求シ」たところ「日露開戦ノ為
其横浜支店ヲ閉鎖シ……横浜組合同盟銀行ヘ向ケテ脱会届ヲ提出シ不日本国ニ引揚ケントスル準備ヲ為セルニ付判決ヲ得ルモ外国
ニ於テ執行セサルニ至ル可キ虞アルヲ以テ……被申請人ノ有体動産ノ仮差押命令」を申請したものである。その裁判権については、
第二審の判決理由は「内国裁判所ノ管轄ノ有無ハ争トナレル法律行為ニツキ我国法ノ適用アルト否トニ因リ定マルモノニ非スシテ
条約其他ノ法規ニ因リ之ヲ定ム可キモノナレハナリ今外国条約及民事訴訟法等ノ規定ニ依レハ外国人ヲ被告トスル民事訴訟ニ付我

裁判所カ管轄権ヲ有スルコトハ疑ヲ容レ」ずとしている。上告審は、「本件ノ反訴ニ付キ権利拘束ノ生シタル当時ハ日露開戦前ニ係ルコトハ訴訟記録ニ徴シ明白ニシテ其当時ノ兩國間ノ条約上我国在住ノ者ヨリ我国ニ在ル露國人ニ対スル民事訴訟ニ付我裁判所カ裁判権ヲ有スルコトハ疑ヲ容レサル所ナリ」とすると共に、日本における代表者を以て会社の営業全部につき代表権を有することを認めた上、商法第二五五条の立法趣旨を「我、国、ニ、在、住、ス、ル、者、ト、其、外、国、会、社、ト、ノ、関、係、ニ、於、テ、ハ、恰、モ、我、国、ニ、於、テ、会、社、ヲ、設、立、シ、タ、ル、場、合、ト、同、様、ノ、取、扱、ヲ、為、ス、ノ、必、要、ア、ル、」ことに求め、「而シテ民事訴訟法第十四条第二項（註現行第四条一項）ニ依レハ私ノ法人及其資格ニ於テ訴ヘラルルコトヲ得ル会社等ノ普通裁判籍ハ其所在地ニ依リテ定マルモノニシテ外国会社ハ私ノ法人又ハ其資格ニ於テ訴ヘラルルコトヲ得ル会社ナルヲ以テ其我国ニ於ケル代表者ヲ定メテ設置シタル支店ノ所在地ハ即チ其普通裁判籍ナリトス故ニ我、国、在、住、ノ、被、上、告、人、ヨ、リ、外、国、会、社、タ、ル、上、告、人、ニ、對、ス、ル、民、事、訴、訟、ニ、付、本、来、我、裁、判、所、カ、裁、判、権、ヲ、有、ス、ル、コ、ト、明、白、ナ、リ、」と判示する。

国際的私法事件についての内国裁判所の国際管轄をいかに定めるかについては、国家主義的見地より自国および自国民の利益保護の立場から定めるもの、裁判管轄を主権に基く司法権の範囲限定の問題として対人主権および領土主権の観念を媒介としてこれを定めるもの、私法的国際関係の安全保障という国際主義的な立場からこれを定めんとするもの等の種々の立場が存在するが、この大審院判決は、これらの三つの立場のうち第二の立場を採用していると解せられるが、裁判籍については、支店を設けた外国会社はわが国の在住する者との間においては内国会社と同様に扱ふべきものとしている。その第一の点は、外国人につきわが裁判権の及びうる可能性の有無又は範囲の問題である。これは特に外国人が原告となる場合には訴権の有無なる表現の下に論ぜられる問題であるが、裁判権は一国主権の発動に基くものであるから、主権の限界という観点から一応の規準を定めることも全く無益とはいい得ない。然しながら現実には国際法上当事者の一方が国家あるいは治外法権を有する者である場合または条約で別段の定めをなす場合のほかは、この点についての国際法上の明確な原則は確定せず、むしろ一国の裁判権の及ぶ範囲については各国の自由な立法に委ねている実情である。これは本来主権なる観念が特に公法的法律関係において重要な意義をもち、たと

え民事裁判権自体が公的性質をもつにしても結局は私法的法律関係の調整を目的とする限りにおいてはこれを重視すべきではないという一の徴候と解しうるのではないか。例えば、主権概念によって裁判権の及ぶ範囲を決するものとするならば、合意管轄を認める場合は主権の範囲が私人の意思により左右せられることになり、これを否認せざるを得ない結果に陥るのではなからうか。特に身分関係についてはともかく、財産的法律関係とりわけて商事法律関係は周知の如く非個人的であり相手方の国籍如何を特に重視していない。従つてこの問題についてもむしろ人的には国籍以て区別をせず原則として外国人に対しても内国人と同様に裁判権はおよぶとする理論を出発点としてこれを考慮することが妥当である。すなわち前述の第三の立場がこれに該当するものといえよう。

次にかかる原則に立つも、いかなる事件につきわが国が裁判権を行使するかについては、国際的私法関係の調整の合理的達成という訴訟技術的観点より決定するほかはない。この点についても主権概念を考慮する必要はない。なお屢々国際的裁判管轄についての明文の規定のないため、国内裁判所の土地管轄に関する規定から推知せられるが、理論的には国際裁判管轄は独自の立場からこれを決定し、国内裁判管轄の立法趣旨のうち妥当なものを参酌するにすぎない。従つて右の判決理由中訴権の有無については公益的見地から特に排除すべき場合のほかは、国際取引安全の保護の見地から原則的に存在しているのであり、身分的事件については国籍如何が問題となるとしても、これは訴訟物の性質から制限がなされるにとどまると解すべきである。

次に裁判籍の問題については、前述の如くまず一般的に国際的私法生活関係につき原則的にいかなる国にその裁判管轄を認めるべきかについては、準拠法主義を妥当とする私見の立場においても、当然業務中心地たる本店所在地に原則的裁判管轄ありと解することが妥当であり、民訴法第四条第一項の普通裁判籍に関する規定は国際裁判管轄における原則管轄につき準用しうる。然しながら外国会社の国際裁判管轄については、若干の例外的管轄を認めることが

妥当である。その理由は内国裁判管轄につき特別管轄が認められるのと同じである。従つてわが国が義務履行地であるとき（第五条参照）、財産所在地であるとき（第八条参照）、わが国に営業所が所在するとき（第九条参照）、は日本裁判所に管轄あると解すべきである。ただ特に第五条ならびに第八条を準用する場合には国内裁判管轄と異なり被告が不利なる地位に置かれる可能性が生ずるが、これも程度の問題であり、国際的営利活動を営む外国会社がかかる不利益を享受することは止むを得まい。

右の判決理由は、特にかかる国際裁判管轄の原則に直接言及することなく、「我、国、ニ、在、住、ス、ル、者、ト、其、外、国、会、社、ト、ノ 關係ニ於テハ」恰も単に内国会社に関する内国裁判管轄の問題として処理するを以て充分であると解しており、わが国支店所在地に普通裁判籍ありとしている。この判決については結論的には賛成であるが、取引は上海支店との間に於いて生じたのであるから、原則的には本来第八条に基いてわが国裁判所に管轄があるのであり、わが国に支店が設置せられる場合においても、本来第九条を準用しその支店に関する取引につき管轄をもつにすぎないのであるが、およそ内国に営業所が設置せられる限り登記なきも特に内国取引社会の一員である者に対し、前述の理由により管轄権が認められない場合においても管轄を認めることにより内国取引社会構成員に対し一段の保護を計っているものと解すべきであり、この場合訴提起当時においてわが国に定住するを以て足りると解しうる（民訴二九条）。この点は現行第四条第三項の新設後においても同様に解すべきである。従つて営業所ある限り、外国会社に関する一切の訴につき管轄ありと解すべきではない。判決理由が、わが国に在住する者については外国会社は内国会社を全く同一の地位にあると解することは裁判管轄に関する限り妥当である。然し後述の如く代表権にこの理論が適用せられるときは妥当でない結果が生じる。

次に大審院明治四〇・一一・一三判決〔前掲表(8)〕は、日本に本店を有する外国会社の裁判権につき、次の如く第二

審東京控訴院明治四〇・一〇・四判決〔前掲表(7)〕を支持するが、判決に賛成である。

「既ニ上告会社ノ本店カ横浜市ニ在ル以上ハ同会社カ外国会社ナルト將タ外国人カ日本ニ於テ設立シタル会社ナルト又何レノ國ノ法律ニ依リテ成立シタル会社ナルトヲ問ハス本件ハ民事訴訟法第十四条第二項(註現行第四条)ノ規定ニ依リ横浜地方裁判所ノ管轄ニ屬スルコト明白ナリ」

東京高裁昭二四・二・一八言渡の事件〔前掲表(8)〕は、台湾屏東市に本店を有し日本商法に準拠した台湾製糖株式会社の株券に関する公示催告申立事件の管轄裁判所に関し次の如く判示する。結論的には賛成であるが、理論的には、まず株券の公示催告申立事件の國際的管轄は、その外国会社がわが内国支店を通じて募集した場合はともかく、本来その本店所在地の裁判所に専属するが、敗戦のため本来の本店はその機能を失い、その事務の中心は東京出張所にあるという点にその根拠を求むべきであり、ついで内国裁判管轄に関しても同様の理論により東京出張所所在地を管轄する裁判所に管轄権ありと解すべきであつたのではないかと思われる。

「内国会社ではなく民事訴訟法第四条第三項に所謂「外国の社団」に準ずべきものと解するのを相当とするから、同項を準用してその普通裁判籍は日本に於ける事務所の所在地を管轄する裁判所がこれを有するものというべきである」

東京地裁昭和二・七・八判決〔前掲表(9)〕は、朝鮮会社の裁判管轄に関し次の如く判示する。概ね賛成である。

「共通法第九条ハ朝鮮ノ法人ノ裁判管轄ニ関シテハ民事訴訟法中外国法人ノ裁判管轄ニ関スル規定ヲ準用スヘキモノト規定シ民事訴訟法中(註旧法)外国法人ノ裁判管轄ニ関シテハ現行民事訴訟法ハ特ニ明示セザレドモ其第十四条第二項ニハ……会社……ノ普通裁判籍ハ其所在地ニ依リテ定マル此所在地ハ別段ノ定ナキ時ハ事務所在ノ地トス云々トアリテ外国法人ノ普通裁判籍ヲモ当然包含シテ規定セルモノト解スベキヲ以テ外国法人ノ裁判籍ニ付テハ同条第二項ノ適用アルヘク唯其事務所在ノ地トハ日本ニ於ケル事務所所在ノ地ナリト解スルヲ相当トスルヲ以テ準外国法人ニ付テハ同条第二項ヲ適用スル時ニハ内地ニ於ケル事務所所在地ニ依リテ定マルモノト解スルヲ相当トスベシ」

神戸地裁不当利得返還請求事件〔前掲表(40)〕は旧法上における、外国に本店を有する株式会社露清銀行が日本国内に於て二箇以上の支店を設置した場合その一支店の取引に関する訴の裁判管轄に関する。判決理由は次の如くのべる。

「一支店ノ行為ハ他支店ノ行為ト同シク共ニ本店ノ行為ニシテ各支店ハ交互其影響ヲ免ルル能ハス恰カモ自然人カ数個ノ生活ノ本拠即チ住所ヲ有スルト其趣ヲ同フセルカ如キ觀アルモ之レ実体法上ニ於ケル理論ニシテ直チニ移シテ民事訴訟法ノ裁判管轄ニ適用ス可ラサルハ勿論兩者ノ間自ラ性質上ノ差異アリ……或ハ民事訴訟法第十四条第二項(註旧法)ハ私ノ法人……ノ普通裁判管轄……若シ事務所ナキトキ又ハ数所ニテ事務所ヲ取扱フトキハ其首長又ハ事務担当者ノ住所ヲ以テ事務所ト看做スト規定セルニ依リ其末段ヲ適用シ法人タル会社カ数個ノ支店ヲ有スル場合ニハ即ハチ数所ニ於テ事務所ヲ取扱フモノニシテ其支店ニ於ケル代表者ノ住所ヲ以テ亦タ事務所ト看做シ普通裁判管轄ヲ認ムヘキカ如キモ此ノ規定ハ特ニ生活ノ本拠タルヘキ主タル事務所ナクシテ数所ニテ事務所ヲ取扱ヒ其ノ何レヲ以テ所在地則ハチ普通裁判管轄トスヘキヤヲ定ム可カラサル場合ニ対スルモノナルヤ明カナリ……一支店ニ於ケル代表者ノ住所地ニ係リ其会社自体ノ普通裁判管轄ヲ認ム可ラサルノ法意ナルヲ知ルニ難カラス……故ニ此ノ如キ場合ニアリテハ個々ノ事実ニ付其訴ノ性質ヲ究メ特別ニ其裁判管轄ヲ求メサル可ラス本案ノ事実ハ……之レ則ハチ營業上ニ関スル行為タルニ外ナラサルカ故ニ此行為ヲ原因トセル本案ノ訴ハ民事訴訟法第十六条(註現行第九条)ノ所謂營業上ニ関スルモノニシテ其裁判管轄ハ直接ニ取引ヲ為シタル横浜支店ニ在ルモノトス要スルニ単ニ当庁管内ニ同一ノ支店アリ又ハ取引ヲ為シタル横浜支店ニ於ケル代表者ノ住所アリトノ事由ニ依リテハ其管轄權ヲ肯定スヘキ法律上ノ根拠ナキヲ以テ……」

右の判決は、国際裁判管轄には関せず、もっぱら国内裁判管轄の問題であるが内国に二箇の支店ある場合の普通裁判管轄の問題を結果的には無視している点が疑問である。まず実体法上の問題と裁判管轄の問題とは別個の観点から論ずべき問題であることは当然であり、従つて登記の有無を問わず事実上わが国に設置せられる營業所のうちその主たる營業所所在地に普通裁判管轄ある事は理論上認めなくてはならない。然るに右判決は直ちに特別裁判管轄によつてのみ管轄の有無を決している。その意味においては不備の判決である。尤も右の判決は直接には旧法上のものであるが、

現行法においてはいかに解すべきであるかについては、かつては始めて日本に設けたる営業所所在地を以て普通裁判籍ありと解する見解をとつたが（同志社法学一五号八二頁、私法九号一二九頁）、前述の如く事実上わが国における営業の中心たる営業所所在地を以て普通裁判籍ありとする理論を採用することが妥当である。ただ事実上は最初に設置せられた営業所が営業の中心となることが多いのではないかと考えられる。主従なきときは数個の普通裁判籍が生じる。第四八三条の株式会社債に関する訴は、始めて日本に設けたる営業所所在地の裁判所の管轄に専属すると解すべきであらう。

（未 完）